

復興推進計画の認定について

宮城県及び県内 12 市町から共同申請された復興推進計画の変更、福島県及び県内 48 市町村から共同申請された復興推進計画の変更並びに石巻市から申請された復興推進計画の変更について、本日認定します。概要は、以下のとおりです。

記

●宮城県復興推進計画（宮城第 1 号計画）の変更の認定

平成 24 年 2 月に宮城県及び県内 34 市町村が共同で作成し認定された、税制上の特例措置を講じる復興推進計画（宮城第 1 号計画）について、今般、そのうち宮城県及び 12 市町村からの申請に基づき、ものづくり産業の集積を図る復興産業集積区域を変更するもの。

【変更の概要】

市町の土地利用方針の変更等により、自動車関連産業や食品関連産業等のものづくり産業の集積が新たに見込まれることとなった区域を復興産業集積区域に追加するなど、復興産業集積区域を拡大するもの。

【申請日】平成 26 年 2 月 14 日

●福島県復興推進計画（福島第 2 号計画）の変更の認定

平成 24 年 4 月に、福島県及び県内 59 市町村が共同で作成し認定された、税制上の特例措置を講じる復興推進計画（福島第 2 号計画）について、今般、そのうち福島県及び県内 48 市町村からの申請に基づき、製造業関連産業の集積を図る復興産業集積区域を変更するもの。

【変更の概要】

従前の復興産業集積区域のみでは工場等の立地可能な土地が不足することが見込まれるため、情報通信関連産業、再生可能エネルギー関連産業等の製造業関連産業の集積が新たに見込まれることとなった区域を追加し、復興産

業集積区域の拡大をするもの。

【申請日】平成 26 年 2 月 14 日

また、以下のとおり、福島県において認定書の交付を行います。

○日時：平成 26 年 2 月 28 日(金) 13:30

○場所：復興庁福島復興局 7階会議室（福島市栄町 11-25）

（上記の時間は変更になる可能性があります。）

●石巻市復興推進計画（宮城第 4 号計画）の変更の認定

平成 24 年 3 月に認定をした税制上の特例措置を講じる復興推進計画（宮城第 4 号計画）について、復興推進事業を追加するもの。

【変更の概要】

復興を加速させるため、税制特例の対象となる出資先の株式会社が実施する復興推進事業に、津波被害を受けたまちなか再生のための地域資源を活かしたまちづくり事業を追加するもの。

【申請日】平成 26 年 2 月 7 日

本件連絡先：

復興庁 復興特区班 小善、伊藤、工藤、秋山 （宮城第 1 号及び第 4 号）

得田、麻岡、佐々木、大村、荻野、河上（福島第 2 号）

TEL：03-5545-7365

宮城復興局 小泉、長根、箱崎

TEL：022-266-2166

福島復興局 堀川、鈴木

TEL：024-522-8519